

別紙

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	東京地裁 平成27年4 月15日	知財高裁 平成23年10 月31日	大阪地裁 平成22年9 月9日	東京地裁 平成19年4 月12日	知財高裁 平成18年9 月26日	大阪地裁 平成17年12 月8日	東京地裁 平成17年6 月23日	東京地裁 平成16年6 月11日	大阪地裁 平成12年10 月17日	東京地裁 平成11年3 月26日
原告	著作権者 エージェン	著作権者	著作権者 職業カメラマン	著作権者 新聞社	著作権者	著作権	著作権者	著作権者	著作権者 ペット専門カ メラマン	著作権者 野生の海洋 生物を対象と する専門カメ ラマン
著作物	写真 イラスト 映像素材	写真	写真	写真(人物)	絵画	写真	イラスト	写真(人物)	写真	写真
侵害された権利	複製権, 公衆 送信権 独占利用権	複製権, 公衆 送信権	複製権	複製権, 公衆 送信権	複製権	複製権	複製権	複製権, 公衆 送信権	複製権	複製権
被告の属性	弁護士法人	新聞社	新聞社	個人	出版社	飲食業を営 む会社	出版社	テレビ局	カレンダー制 作会社	出版社
侵害態様	HP上に掲載	ピラに掲載し て配布	紙面に公開	HP上に掲載 原告の活動 を批判する 「西洋かぶれ の出来そこな い」等のコメ ント	書籍に掲載	パンフレット に掲載	書籍に掲載	テレビ番組に おいて放映	カレンダーに 掲載	CD-Rに記 録して販売
無断使用の場合のペナル ティの請求	-	-	10倍	10倍	10倍	-	-	10倍	3倍	10倍
使用規程等 あり	使用料の定め	-	あり	あり	-	-	-	-	-	-
	無断使用の 場合のペナ ルティ	-	10倍	10倍	-	-	-	-	-	-
使用規程等 なし	使用料相当 額の根拠	-	-	-	従前の契約 内容	-	従前の契約 内容	他の業者の 使用料を参 照	-	他業者の使 用料を参考
	無断使用の 場合のペナ ルティの根拠	-	-	-	業界の一般 的慣行 (原告提出の 証拠には10 倍ルール)	-	業界の一般 的慣行 (原告提出の 証拠には10 倍ルール)	業界の一般 的慣行 (原告提出の 証拠には10 倍ルール), 原告の定め た条項には3 倍ルール)	業界の一般 的慣行 (原告提出の 証拠には10 倍ルール)	業界の一般 的慣行 (原告提出の 証拠には10 倍ルール)
認めた損害額		-	-	通常使用料 相当額 × 1.5	-	-	-	-	通常使用料 相当額 × 2	-
	理由	-	-	通常使用料 以上の損害 が生じている とは認められ ない	著作社の制 作意図に反 することを, 殊更に意図し た形態	慣行があると 認めるに足り る証拠はない	-	慣行があると 認めるに足り る証拠はない	抗議により直 ちに対応し, 市場に出回ら なかった分につ いては, 通常使用料 相当額	10倍が相当 な金額とはい えない
	42,000×2枚 ※エージェン トについて 著作権法114 条3項類推	105,000	100,400	300,000 ※「相当額」 から加算	888,888	30,000	800,000	50,000	500,000 ※「相当額」	100,000